

学校伝染病等に係る登園に関する意見書

児童名		男・女
生年月日	令和 年 月 日	歳
保育所名	わんわん保育園	
以下の 1・2・3 のどれかに記入をしてください。		
<p>1. 下記の病名・病状のため、登園に問題はないと判断します。</p> <p style="text-align: center;">(病名・病状 :)</p>		
<p>2. 下記の疾病のため、令和 年 月 日より療養しておりましたが、現在軽快し、集団生活を行うにあたり（他児への伝染のおそれはない・本児の体力的に問題はない）と思われますので、平成 年 月 日から登園が可能であると判断しました。</p>		
該当する 番 号に○ をつけ て ください	病名	①麻疹 ⑨流行性耳下腺炎 ⑯インフルエンザ（A・B） ②風疹 ⑩ヘルパンギーナ ⑰マイコプラズマ感染症 ③水痘 ⑪伝染性膿痂疹 ⑱RSウイルス感染症 ④百日咳 ⑫伝染性紅斑 ⑲ヒトメタニューモウイルス感染症 ⑤結核 ⑬流行性角結膜炎 ⑳腸管出血性大腸菌感染症 ⑥手足口病 ⑭咽頭結膜熱 ㉑感染性胃腸炎 ⑦溶連菌感染症 ⑮アデノウイルス感染症（ノロ・ロタ・アデノ） ⑧新型コロナウイルス感染症 その他の病名（ ）
<p>3. 下記のような病状がみられています。</p> <p style="text-align: center;">現時点での病名の確定はできず「伝染のおそれなし」と判断できませんので、下記の病状が軽快するまでは登園は不適切であると判断します。</p> <p style="text-align: center;">(病状 :)</p>		
<登園後の注意事項>		
令和 年 月 日		
医療機関 医 師		

※ ただし、主治医による意見書を提出していただいた後に、本児が集団生活をするのが困難であると思われた場合や、他児への伝染の危険などが考えられる場合は、「**学校保健法第12条**」および「**学校保健法施行規則第22条**」により、**保育園の判断にて登園を控えていただくことがあります**のでご了承ください。

※ 回復後、登園初日に直接担任までお渡しください。